

食品リサイクル法に対するQ & A

項目	Q	A
対象業者	1 対象業者を明確にしてください。	食品関連事業者とは具体的に 食品の製造・加工の事業を行う食品メーカー等 食品の流通の事業を行う食品の卸売業、スーパー、百貨店等の食品の小売業 食事の提供を行うレストラン等の飲食店業が該当し、その他食事の提供を伴う事業として沿海旅客海運業(クルーズ船など)、内陸水運業(屋形船等)、結婚式場業、旅館業(ホテル、旅館等)の4業種が指定されています。
	2 ビルオーナーは、対象ですか。	食品関連事業者であるテナントに賃貸をするのみである場合は、食品関連事業者としてはみなしません。
	3 コンビニオーナーは、対象ですか。	コンビニはFC加盟店と直営店がありますが、FC店は独立した事業者ですので店舗毎に対象となりますが、直営店については店舗の経営統括者が食品関連事業者となります。
	4 給食業者が入っている会社は、対象ですか。	場所の提供のみであれば食品関連事業者としてみなしません。
	5 病院、学校は、対象ですか。	病院、学校、保育園、福祉施設などで、設置者自身が運営をしており、治療や教育といったサービスと一体的に食事の提供のみ行われているのであれば、食品関連事業者としてみなしません。但し、病院や学校、福祉施設等で一般来訪者向けに喫茶、飲食及びサービスを提供した場合は対象となります。
	6 中央卸売市場は、対象ですか。	場所のみ提供であれば食品関連事業者とはみなしません。
	7 果樹園等農業生産者は、対象ですか。	農業生産者は食品関連事業者とはみなしません。
	8 食品リサイクル法の適用除外者はどのような事業者ですか。出来るだけ具体的例を挙げてください。	1 農業者 2 ビル経営者(食品関連事業であるテナントに場所を提供するのみ) 3 病院、学校、保育園、福祉施設などで、設置者自身が運営をしており、治療や教育といったサービスと一体的に食事の提供のみ行われているなどが食品関連事業者としてみなしません。
	9 再生利用の実施に当たって、「再生利用に適さない食品廃棄物を適切に分別」は誰がこの基準を守るのですか。	食品廃棄物を排出する食品関連事業者が基準を守ることになります。第3者に委託して再生利用を実施する場合でも適切にリサイクル業者等選択するとともに、選択後の当該リサイクル業者等の再生利用の実施状況を把握し、委託による的確な再生利用の実施を確保することが必要です。
	10 再生利用の実施に当たって、「食品廃棄物を最大限に利用」は誰がこの基準を守るのですか。	
	11 再生利用の実施に当たって、「リサイクル製品の含有成分の安定化の確保」は誰がこの基準を守るのですか。	
	12 再生利用の実施に当たって、「リサイクル製品の利用の確保」は誰がこの基準を守るのですか。	
	13 再生利用の実施に当たって、「適正な委託先の選定」は誰がこの基準を守るのですか。	
	14 食品関連事業者が、廃棄物処理業者にごみの処理を委託すれば、減量義務は委託された業者に移るのですか。	減量はあくまでも食品関連事業者が行うものであって、廃棄物処理業者が行うものではありません。食品関連事業者には義務があります。
	15 同一給食業者が入った企業の食品廃棄物が事業所合計で100t以上の場合、食品リサイクル法の適用されるのは企業が給食業者か。	企業等から委託を受けて当該企業内で給食事業を実施している給食事業者は、事業として給食事業を実施していることから、食品関連事業者に該当し、給食事業者が適用されます。
罰則	1 年間排出量100t未満の食品関連業者は何をしなくても罰則は無いと考えて良いのですか。	罰則対象者は年間の食品廃棄物等の発生量が100t以上の食品関連事業者ですが、全ての食品関連事業者に再生利用等を実施することは義務付けられています。またこの基準の中で、食品廃棄物の発生量・再生利用量等の記録、その算出基礎となった証拠書類等の整理を行うこととなっていますので法の主旨をよく理解して、リサイクルに努めてください。
	2 13年度は100t未満で18年度に100t以上の食品関連事業者は罰則対象ですか。	罰則の対象となります。
	3 罰則が甘いが見直し検討はされていますか。	18年度に予定されている制度全体の見直しの中で、必要と判断されれば、見直等検討されます。
	4 目標達成した食品関連事業者への褒章やステッカー添付等は考えてますか。	食品リサイクル法は、厳格な適用を旨とする規制法ではないため、達成者に対するステッカー等の添付については制度的にはなじみませんが、普及啓発として有効というのであれば事業において必要とあらば検討することになります。
	5 50万円以下の罰金は安すぎないか。	1 リサイクル法の一つである「容器リサイクル法」や「家電リサイクル法」なども罰金は50万円以下であること 2 食品リサイクル法の取組みが著しく不十分な場合は勧告、公表、命令という仕組みだけでも、効果があることから適正な額であると思います。
	6 事業者によっては、20%削減はあくまで善意の努力目標であり、未達成即罰則対象とはならないと認識されているようですが正しいですか。	年間の食品廃棄物等の発生量が100トン未満の食品関連事業者は罰則の対象とはならないのは事実ですが、法の主旨を良くご理解していただき、リサイクルに努めてください。
	7 法の罰則がなければ現状維持で可とし、指摘された時点で検討開始したいという事業者がいるが、機器メーカーとしてはどのように対応すれば良いのですか。	好ましいことではありませんが、食品リサイクル法は厳格な適用を旨とする規制法ではないので、法の主旨をよくご理解して努めていただくようになっています。食品廃棄物の量が100トン以上の食品関連事業者に限定されますが、勧告、公表および命令の措置が行われ、これに従わない場合は50万円以下の罰則が科すことが定められています。特に機器メーカーが対応すべきことはありません。
	8 罰則のない規定は実質的には努力義務規定ということなのではないか。	立法上、厳格な適用を旨とする規制法ではないので、努力義務規定と言わざるを得ませんが、法の主旨を良くご理解いただき、食品リサイクルに努めてください。

項目	Q	A
罰則	9 食品関連事業者が年間100トン以上排出し、再利用20%未達の場合具体的にはどのように罰則が科されますか。又、その措置の手順を説明して下さい。	<p>食品廃棄物の量が100トン以上の食品関連事業者に限定されますが、勧告、公表および命令の措置が行われ、これに従わない場合は50万円以下の罰則を科すことが定められております。</p> <p>(解説書68ページ:勧告・命令等1 第8・9条)</p> <ol style="list-style-type: none"> 食品リサイクル法においては、食品関連事業者の再生利用等の実施を確保するため、その的確な実施を確保するために必要がある場合について、主務大臣による指導・助言の実施を定めます。 また、これらの措置によっても、その実施が確保しえない場合において、その取組内容が判断の基準に照らして著しく不十分な場合については、主務大臣より、当該食品関連事業者に対する勧告実施が定められており、これに従わない場合には、会社名等を公表し、その的確な取組を促すこととしています。 <p>なお、これらの実施の措置に係わらず、当該食品関連事業者が正当な理由なく、勧告に係わる措置を実施しない場合で、これが食品循環資源の再生利用等の促進を著しく害すると認められる場合、主務大臣は、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて命令を発し、これに従わない場合は罰則が科せられることとなります。</p> <p>(解説書70ページ:勧告・命令等3 第8・9条)</p> <ol style="list-style-type: none"> 食品循環資源の再生利用等の実施は、食品関連事業者ごと、その規模、発生させる食品廃棄物等の種類、量などに応じ、その取り組み得る内容に差異が存在します。 このため、食品リサイクル法において、勧告等の措置の実施について、これをその取組が判断の基準に照らして、著しく不十分な場合に限定しています。 <p>このようなことから、取組の努力は十分に行っているが、やむを得ない事情により、再生利用等の目的を達成し得ない場合等について、すぐに、勧告等の措置が取られる訳ではなく、これらの諸事情を勘案しても、なお、必要な場合については、勧告等の措置がなされることとなります。</p> <p>(解説書70ページ:勧告・命令等4 第8・9条)</p> <p>食品リサイクル法においては、指導・助言の実施については、すべての食品関連事業者を対象としていますが、勧告、公表及び命令の措置の対象については、これを年間の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の者に限定しています。</p>
	10 食品関連事業者が年間100トン以上排出し再利用20%未達の場合、罰則が科されるのはいつですか。	平成18年度の再生利用等の取組みを精査して、平成19年度に罰則が適用されます。
	11 年間排出量100t未満なので罰則はないし以前に比べれば発生抑制努力しているので問題ないのではないかと。	食品廃棄物等の年間発生量の大小に係わらず、食品循環資源の再生利用等の実施を行うことが義務付けられておりますので、法の主旨をご理解いただき、食品リサイクルに努力するようお願いいたします。
達成率	1 13年度の元データの算出方法を教えてください。	<p>明確な記録がない場合は、客観性のある特定の指標から試算する手法を検討してください。困難な場合は、13年度以降で明確な記録のある年度を代替指標として抑制量の判断の根拠としていただけて結構です。考え方としては、解説書48ページをご確認下さい。</p> <p>(解説書48ページ:基本方針7 第3条)</p> <ol style="list-style-type: none"> 発生抑制については、発生抑制への取組による効果として生じた食品廃棄物等の減少量として捉えることとしています。 その効果の具体的な算出方法については、原則として、食品リサイクル法が施行された平成13年度における食品廃棄物等の発生量と目標の達成年度である平成18年度以降における食品廃棄物等の発生量を比較し、その減少量を発生抑制量として捉えることとなります。 なお、この場合の発生量については、単純に実発生量として捉えた場合には事業規模等の変化により発生量の変動が生じることから適切な評価を行うことは困難です。このため出荷額、売上額、製品出荷量、客数等食品廃棄物等の発生量と密接な相関関係を有するものを事業者ごとに適宜選択していただき、これらの単位あたりの食品廃棄物等の発生量の比較により、発生抑制量を算出ください。 <p>(算出例)</p> $\begin{array}{r} \text{平成13年度製品1個あたり} \quad \text{平成18年度製品1個あたり} \quad \text{平成18年度製品1個} \\ \text{食品廃棄物等発生量} \quad - \quad \text{食品廃棄物等発生量} \quad = \quad \text{あたり発生抑制量} \\ \text{A kg/個} \quad \quad \quad \text{B kg/個} \quad \quad \quad \text{C kg/個} \end{array}$ $\begin{array}{r} \text{平成18年度製品1個} \quad \text{平成18年度出荷個数} \quad \text{平成18年度発生抑制量} \\ \text{あたり発生抑制量} \quad \times \quad \text{D個} \quad \quad \quad = \quad \text{E kg} \\ \text{C kg/個} \end{array}$ <ol style="list-style-type: none"> また、平成13年度以前に発生抑制への取組を行ってしまったため、平成13年度から平成18年度までの間で捉えたものでは発生抑制効果が適正に評価されない場合によっては、同業種、同規模の他業者の平均的排出量との比較等により、発生抑制効果を算出してください。
	2 13年度に既に実施済の場合の扱いはどうなりますか。	減量や再生利用については、目標年度(18年度)1年間の実績で判断されますので、13年度に措置済みかどうかは関係ありません。

項目	Q	A
達成率	3	排水削減型の生ごみ処理機で処理した排水汚泥は含まれますか。 排水処理については、解説書47頁を参照下さい。排水汚泥が食品廃棄物に該当するかどうかは、解説書28ページを参照下さい。 (解説書47ページ:基本方針6 第3条) 1 食品リサイクル法においては、液状物についても食品廃棄物等含まれることとされており、これらについても再生利用等の実施が求められています。 2 しかしながら、発生した事業場内において、これらが排水処理される場合にあっては、これらは、廃棄物として、事業場外に排出されることはないため、発生量のカウントには含めないこととしています。 3 なお、このことは、すべての液状物が発生量としてカウントされないということではなく、例えば、そのままの状態での再生利用に振り向けられる場合、又は事業場外に廃棄物として廃棄される場合にあっては、発生量のカウントに含まれることとなります。 (解説書28ページ:食品廃棄物等の定義4 第2条) 1 廃棄物処理法においては、泥状の廃棄物を総称し、汚泥と定義しています。 2 この場合、食品工場等から発生する汚泥は、焼酎粕、マヨネーズ等食品の原料又は食品が泥状の廃棄物となったもの排水処理施設において生ずる余剰汚泥に大きく大別できます。 3 このうち、前者については、食品そのものに由来する廃棄物であり、食品廃棄物の範囲に含まれます。一方、後者の排水処理施設から発生する余剰汚泥については、排水処理後に生ずる微生物の死骸や沈殿物等であり、食品 そのものに由来する廃棄物には該当しないため、食品廃棄物の範囲には含まれません。 4 なお、食品廃棄物等を処理する過程で発生する汚泥について、それが再生利用されるような場合は、全体として食品廃棄物等が再生利用されたといえる場合もあると考えられます。
	4	食品関連業者が原材料の不要部分を仕入先に納入させない場合、発生の抑制といえますか。 発生抑制に該当します。
	5	再生利用は必須条件か。水分減量だけでもよいのか。 発生抑制、再生利用及び減量のいずれかで取り組み、目標を達成いただければ結構です。
	6	達成率の確認評価方法とその手順はどのようになりますか。 農政事務所等が行う調査点検を通じ確認や評価を行います。また、必要と判断されれば、報告徴収や立入検査を実施します。
	7	再利用20%はどうやって判断されますか。 記録から、法に基づく手法により実施されたかどうか内容と数値を確認するとともに、施設の状況や聞き取りから判断基準に合致しているかを加味して判断します。
	8	01年時点でリサイクル等で有価物だったものを含め減量20%の実績にしている場合は検証できるのか。 法における食品廃棄物の定義は、有価かどうかによりません。リサイクル業者に有価譲渡し、当該業者が再生利用を行っている場合は、実績として差し支えありません。その際、排出者は、発生したゴミが最終的にどう扱われているかをきちんと認識するようにして下さい。
	9	リサイクルの推進が適正か不十分か調査または報告させるしくみがありますか。 現在、農政事務所職員が、法の執行状況について調査・点検を行っています。これは事業者の協力を得て調査を行う形式ですが、主務大臣は報告徴収や立入検査を行う権限を有しておりますので、必要と判断されれば、所定の手続きを経て執行いたします。
	10	減量の基準値はいつの値か。 18年度に発生した食品廃棄物を、どれほど減量したかが実績となります。
	11	100t/年、20%減量は今後どの様に数字を変える計画があるのか。 18年度に予定されている制度全体の見直しの中で、必要と判断されれば変更される可能性があります。
	12	20%減量は、どのような判定方法で実施、判断されるのでしょうか。(できるだけ具体的に) 18年度を終えた時点で、必要に応じ農林水産省職員が調査いたします。調査では、事業者が整理した記録から再生利用等実施率を確認するとともに、その数値が妥当なのかどうかや、判断基準省令に即した取組内容かどうかを聞き取り、施設設備の状況、関連資料等から判断いたします。
	13	平成16年度以降の食料法基準見直し(計画)について、具体的な数値及び期間目標はありますか。 18年度に予定されている制度全体の見直しの中で、必要と判断されれば検討いたします。
	14	いわゆる削減型と言われる生ごみ処理機にて減量したものは、減量の対象となりますか。 「削減型」と称する装置の多くは微生物を活用した仕組みとなっており、その場合、減量と認められる手法のうち「発酵」と認められます。
	15	排出量は誰が計量するのか。 契約等に基づき、廃棄物処理の委託を受けた業者が計量するケースもあり得ますが、排出者が自ら計量することが基本です。
	16	排出量の20%以上であれば、水分を絞り減量化したとの報告でも良いか排出量の計測は自己管理であれば、この辺の数値は自由に操作できる。 脱水は法に基づく減量として認められています。方法が明確で妥当性があり、かつ記録が取り揃えてあれば認められます。
	17	生ごみ排出の減量データを誰が何時、どのような形で確認するのか。 18年度を終えた時点で、必要に応じ農林水産省職員が調査いたします。調査では、事業者が整理した記録から再生利用等実施率を確認するとともに、その数値が妥当なのかどうかや、判断基準省令に即した取組内容かどうかを聞き取り、施設設備の状況、関連資料等から判断いたします。
	18	また、そのデータの正確さの確認、膨大な排出事業者数で本当に確認ができるのか。どこまで厳格に運用できるのか分からず説明しても説得力に欠ける。 食品リサイクル法は、厳格な適用を旨とする規制法ではなく、全事業者の排出量・再生利用等実施量を正確に確認する意図はありません。様々な情報から必要と判断される場合には、法で認められている報告徴収や立入検査の権限を執行することとなります。
	19	「発生抑制量」の基準年、H13年度の発生量はどのようにして算定すればいいのか。 明確な記録がない場合は、客観性のある特定の指標から試算する手法を検討してください。困難な場合は、13年度以降で明確な記録のある年度を代替指標として抑制量の判断の根拠としていただければ結構です。考え方としては、解説書48ページをご確認下さい。(前述項目、罰則 1)
	20	処理業者に委託しており、適正に再生利用(または減量廃棄)されていると聞いているのでそれで十分なのではないか。 十分量が適正に再生利用されていれば問題はございません。それを証明できる記録や書類の整備をお願いします。なお、減量は、事業者が自ら実施しなければ適法と認められません。
	21	以前に比べてカット野菜の使用等によって20%位は発生抑制していると思うので問題ないのではないかと。 原料調達上の工夫は発生抑制策として正当なものです。ただし、量的にみて明らかに抑制されたと第三者でも判断できる記録の整備をお願いします。

項目	Q	A	
達成率	22	処理業者が有価物として引き取ってくれている(収集・運搬代は別途)ので食品廃棄物の排出量はほぼゼロであるので問題ないのではないかと。	法における食品廃棄物の定義は、有価かどうかによりません。この場合、排出量がゼロと捉えるのではなく、排出はあるが再生利用がほぼ100%と捉えることになります。排出量の記録と、確実に再生利用されていることを証明できる書類等の整理をお願いいたします。
	23	食材の製造段階で、その後の流通や消費段階も含めて、従来に比較して20%以上に相当する再生利用等を実施しているの、消費段階での再生利用等をする必要はないのではないかと。	製造から販売までを同一事業者が行うのであれば、各段階の合計で20%を達成していただければ十分です。別個の事業者が行う場合は、事業者毎に再生利用等に取り組んでいただくことが必要です。
	24	発生した食品廃棄物は、紙、発砲スチロールと混ざっており、正確に把握出来ない場合定量をどのようにすればよいのですか。	リサイクルに先立ち、分別を行うことが基本です。分別を経て定量を行うことをまずはご確認ください。仮に、何らかの理由によりそれがかなわない場合は、例えば、実測調査をもとに、発生する廃棄物のうち何%が食品廃棄物かを算出できる係数を整理し、以降はその係数を乗じることで発生量とみなしてはいかかでしょうか。第三者が理解できる整合性のとれた手法であれば、排出者の責任において把握していただければ結構です。
	25	発生した生ごみ量とリサイクルした生ごみ量をそれぞれだれがカウントし証明するのですか。(事業者が自主実施すれば、いくらでもごまかせる)	計量や記録は、個々の食品関連事業者が行う義務です。調査点検や立入検査では、記録確認のほか、必要に応じ聞き取りや証拠書類・施設設備等状況確認を行い、記録や取組内容が適正かどうかを判断することとなります。
	26	平成13年度より不況もあり店舗数が減っておりなにもなくても平成18年度には事業所全体として20%以下に生ごみが減るがそれではよいのか。	18年度に発生した食品廃棄物をどれほど再生利用したか、どれほど減量したか、13年度の状態と比べどれほど発生抑制されているかをみて判断します。したがって、ご質問の数え方では目標達成となりません。
	27	平成18年度までに20%を達成するとあるが平成19年3月までの解釈でよいのか。	18年度1年間の実績で判断されることとなります。
	28	再生利用等の実施率20%の検証スケジュールはどうなっているかまた、排出量年間100t以上の事業者は事前掌握されてスタートしているのかどうか。	目標年度が18年度とされていることから、当該年度を終えた時点で実績を調査することとなります。排出量100t以上の事業者を正確に把握した上で取り組むかどうか現時点では確定しておりません。
	行政	1	農政局は実施状況をどう確認するのですか。
2		自治体への指導は、されていますか。	食品リサイクル法において、国が自治体を指導する権限はありません。なお、食品リサイクル法第6条において、地方公共団体の責務は「地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めなければならない。」と定められているところであり、各自治体の取組は地域ごとの実情を勘案して行うことになっています。
3		対象業者への指導は、されていますか。	農政局及び農政事務所の職員が食品関連事業者を巡回訪問し、法の普及活動と併せ、再生利用等の実施量の調査や指導等を実施しています。
4		学校教育の義務付けを文部科学省へは、されていますか。	食品リサイクル法において、再生利用等の義務の対象である食品関連事業者は「...を業として行う者」と定義づけられているところであり、地方公共団体による運営が大部分である学校については、現行制度下においては義務の対象外となっているところです。
5		生ごみ処理について市町村への統一した指導はされますか。	食品リサイクル法において、国が市町村を指導する権限はありません。
6		登録再生利用業者はほとんど出る仕組みですか。育成の仕組みはどのようなものですか。	再生利用事業者からの任意の申請に対し、法に定められている要件に合致する事業場について、登録を行うものです。登録申請を促すインセンティブとして、廃棄物処理法の特例措置が設けられており、登録された事業場に収集運搬する一般廃棄物について、市町村の範囲を跨って収集運搬する場合、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物の収集運搬業許可のうち、荷卸し地の市町村の許可が免除されます。なお、登録再生利用事業者に対し、再生利用事業の実施に関し、特定の者に対する不当な差別的取扱いを禁止する規定が設けられています。
7		残渣物を飼料(豚の餌等)として出している場合、リサイクルとみなされますか。	リサイクルとみなされますが、残渣物の性状や収集運搬方法等により、廃棄物処理法及び飼料安全法に基づく手続が必要になる場合がありますので、廃棄物処理法については各都道府県及び各市町村の廃棄物担当部署、飼料安全法について肥飼料検査所に個別にご相談下さい。
8		食料法上の食品関連事業者を定義するときに、環境機軸以上にその事業性を機軸としているのはなぜですか。	法において、食品関連事業者は「...を業として行う者」として定義づけられているため、事業性の乏しい業者については食品関連事業者には該当しないと扱っているものです。
9		各事業所単位での設備対応ではなく、地域別でも処理センターを設け集中処理するような方法があるが、これでも良いのか。良いのであれば、指導内容のひとつに加えてはどうか。	再生利用については、他社への委託も認めているため、特に問題ありません。減量については、排出する事業者が自ら設置・運営する処理センターであれば、食品リサイクル法に基づく減量としてカウントして構いません。なお、収集運搬を自ら実施しない場合は、委託先において廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可を取得する必要がありますので、各都道府県、各市町村の廃棄物担当部署に個別にご相談下さい。
10		2006年4月までに、行政よりごみ処理機導入時における設備投資への補助金は出ないのか。また、これまでに導入済みの投資に対して補助金の補填は無いのか。	食品リサイクル施設整備に係る農林水産省からの補助金については、総事業費が500万円以上の事業であることが要件となっているところです。なお、地域における食品廃棄物等の有機性資源のリサイクル等を推進するため、市町村、消費者、生産者、NPO法人等で構成する協議会を開催し、都市と農村の共生等による循環型社会を構築するための取組の一環として装置を導入する場合は、補助対象となります。
11		食品関連事業者で年間100トン以上排出する場合何らかの申請が必要ですか。	食品関連事業者が申請手続きを行うような義務はありません。なお、食品リサイクル法では、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の実施量を適切に把握し、その記録を行うことが義務づけられており、農政事務所等が行う調査点検により、記録簿の確認や評価を行うこととなります。

項目	Q	A	
行政	12	<p>廃棄物処理業者がリサイクルの実施を確約した上での委託はマニフェスト等で証明するのが、それでも良いのか。</p>	<p>産業廃棄物については、マニフェストによりリサイクルの実施が確認できれば問題ありません。一般廃棄物については、マニフェスト制度がないため、委託先の業者により問題なくリサイクルが行われているかどうかについて、必要に応じ委託先のリサイクル施設を調査する等により、各食品関連事業者において確認しておくことが望まれます。</p>
	13	<p>登録再生利用事業者が生産する有機肥料は引取り手が無く、処分困っていると聞きますが、現実問題どうですか？その有機肥料が焼却されていた場合、どのような問題が発生しますかまた、マニフェスト的なもので最終処分まで管理できるシステムを実践されていますか。</p>	<p>登録再生利用事業者制度の審査にあたっては、生産される特定肥飼料等の需要状況についても確認しているところです。 登録された事業場で生産された肥料の需要がなく、相当量が焼却されている場合は、食品リサイクル法第10条第3項第1号の基準を満たさないこととなり、登録取消の対象となります。 なお、食品リサイクル法において、独自にマニフェストのようなシステムは実施していません。</p>
	14	<p>各自自治体において食リ法への関心、啓蒙等への意識に大きな差がある。農水省として今後どのような情宣活動を予定していますか。</p>	<p>食品リサイクル法第6条において、地方公共団体の責務は「地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めなければならない。」と定められているところであり、各自自治体の取組は地域ごとの実情を勘案して行うことになっています。 なお、食品リサイクル法の規定では、国から地方公共団体に対し指導等を行う権限はありません。</p>
	15	<p>食リ法が2001年5月に施行され、2006年5月の実施時期まで、5年間の猶予期間はあるが、現状及び今後の法的実施までの行政指導状況が不明である。</p>	<p>厳密に言えば、再生利用等の実施率20%の目標達成は、平成18年4月から平成19年3月の1年間の実施量に基づき判断することになります。 現状は、農林水産省の出先機関である農政事務所等が食品関連事業者を巡回訪問し、法の普及活動と併せ、再生利用等の実施量の調査や指導等を行っているところです。平成19年4月からは、平成18年度における実施率を調査することになりますが、うち食品廃棄物の年間発生量が100t以上の事業者については、罰則等の適用対象となります。</p>
	16	<p>排出量100t以上の事業者を把握していますか。</p>	<p>正確に把握はしておりません。</p>
	その他	1	<p>一対象事業者が複数の自治体にまたがる時、事業者にてごみを1ヶ所に集めることは可能ですか。</p>
2		<p>再生利用事業計画の認定制度の活用事例をすべて教えてください。</p>	<p>平成16年11月末時点において、再生利用事業計画の認定制度の実績はありません。</p>
3		<p>再生利用を第三者に委託する場合の基準は何ですか。</p>	<p>原則として、法に基づく手法(肥料化、飼料化、油脂・油脂製品化、メタン化)により再生利用を行う業者に委託して下さい。なお、委託先の業者により問題なくリサイクルが行われているかどうかについては、必要に応じ委託先のリサイクル施設を調査する等により、各食品関連事業者において確認しておくことが望まれます。</p>
4		<p>再生利用の肥料化で「肥料取締法」の優遇対策はありますか。</p>	<p>登録再生利用事業者制度で登録された場合および、再生利用事業計画認定制度で認定された場合は、登録又は認定対象の特殊肥料について、都道府県への届出を免除する特例があります。</p>
5		<p>減量はリサイクルにつながらないのになぜ適用するのか。</p>	<p>食品リサイクル法の正式名称である「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の「再生利用等」は、実施を優先すべき順に、発生の抑制、再生利用、減量と定められています。 なお、減量を食品リサイクル法の中で位置づけているのは、食品廃棄物等は含水率が高く、その処理にあたってのエネルギーロスや腐敗等による異臭の発生等生活環境上の危害を生じさせているため、その防止対策が重要であるからです。</p>

*解説書は「解説 食品リサイクル法」前・農林水産省 食品環境対策室長 末松広行編著(大成出版社 発行)です。